

区役所等における E S C O 事業の導入について

札幌市では、建物などの省エネルギー化に関する技術、設備、人材、資金など包括的なサービスを提供する事業者と、発注者が、共に省エネルギーメリットを享受できる E S C O 事業について、昨年度に導入を決定した市立札幌病院に続き、区役所等の施設でも実施することとしました。

E S C O 事業は、省エネルギーと経費削減の両面に同時に対応できる有効な手法として、近年注目を浴びており、道外の自治体では、E S C O 事業を活用して、新たな財政負担を要することなく公共施設などの省エネルギー化を進め、光熱水費の削減に成果を出している事例が年々増えつつあります。道内においては、民間の工場や大規模店舗などで実施例がありますが、自治体では、市立札幌病院が初めてで、今回が 2 例目となります。

本市が率先して E S C O 事業を導入することにより、本市にとっての環境面、財政面での効果にとどまらず、道内における他の自治体や民間事業者に対する波及効果も生まれ、省エネに向けた取り組みがより一層進展することが期待されます。

1 E S C O 事業とは

E S C O (Energy Service Company) 事業とは、建物の省エネルギー化に必要な、技術、設備、人材、資金などのすべてを包括的に提供するサービスで、これらのサービスを提供する際に、それまでの環境を損なうことなく省エネルギー化を実現し、その効果を保証するとともに、この省エネルギーメリット（光熱水費の削減分）で、すべての投資と発注者、E S C O 事業者の利益を賄う事業です。

設計、工事、運転管理が個別の契約となる一般的な省エネ改修工事では、省エネ効果の保証が得られにくいのに対し、これらが一体となった E S C O 事業では、省エネ効果の保証が可能となるのが大きな違いです。

E S C O 事業の特徴としては、次のようなことが挙げられます。

- 新たな財政負担を必要としない省エネルギー促進策
- 省エネルギー効果を E S C O 事業者が保証
- 省エネルギーに関する包括的サービスの提供
- 省エネルギー効果の検証の徹底

2 これまでの取り組み

本市では、平成 14 年度に、環境局、都市局および財政局の関係職員による E S C O 事業の導入に関する調査・研究を行う連絡会議を数回にわたり開催。

平成 15 年度に、新エネルギー・産業技術総合開発機構（N E D O）の補助金の交付を受け、「E S C O 事業導入可能性調査」を行い、同事業の導入に際してのさまざまな課題を整理するとともに、事業実施の仕組みを取りまとめました。

それを踏まえ、昨年度は北海道の自治体では初となる E S C O 事業を市立札幌病院で導入し、来年 4 月からの E S C O サービス開始に向けて、現在、省エネルギー改修工事が順調に行われています。

新エネルギー・産業技術総合開発機構（N E D O）

日本の新エネルギー総合開発機構。石炭液化・太陽電池など代替エネルギーの開発などを目指す政府出資機関

3 導入施設

北区役所 北区民センター（北保健センター併設） 豊平区役所（豊平保健センター併設） 豊平区民センター 手稲区役所（手稲区民センター・手稲保健センター併設）の5施設。（一括導入）

4 施設の選定理由

市民の方々が利用する区役所や区民センターは、その用途および施設の規模などから、エネルギー消費量の比較的多い施設の1つで、平成15年度に実施した「ESCO事業導入可能性調査」での省エネルギー診断において、平均して約10パーセントのエネルギー削減が見込まれています。

エネルギー消費量が多く、かつ、一定以上のエネルギー削減率が見込まれる施設においてESCO事業を実施することが、より一層の二酸化炭素排出量の削減および本市の財政事情に寄与すると見込まれることから、現段階において、具体的な施設更新や大規模改修等の実施が見込まれていない区役所等の施設を選定したものです。

5 ESCO事業の契約

ESCO事業の契約の種類には、発注者が省エネルギー改修工事の初期投資を自己資金により行い、実現する光熱水費の削減分から一定割合をサービス料としてESCO事業者を支払う「ギャランティード・セイビングス契約」と、ESCO事業者が初期投資に係る資金を調達し、発注者が実現する光熱水費の削減分から一定割合を初期投資、金利分を含むサービス料としてESCO事業者を支払う「シェアード・セイビングス契約」があります。

今回のESCO事業の契約の種類につきましては、市立札幌病院と同様に、省エネルギー改修工事などに本市の財政支出を伴わない、民間資金活用型のシェアード・セイビングス契約を予定しています。

6 今後のスケジュール

12月上旬に公募を行い、外部委員2人と内部委員4人の計6人で構成された提案審査委員会の審査により、最優秀提案1件、優秀提案数件を来年の3月上旬に選定します。

その後、詳細設計、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）などへの補助金申請を行い、平成18年8月前後に最優秀提案を行った事業者と契約を締結し、省エネルギー改修工事を実施。平成19年度からESCOサービスを開始する予定です。

7 他の自治体におけるESCO事業導入状況

平成17年10月現在：大阪市や神戸市など42自治体・74件（公募中を含む）

問い合わせ先

環境局エネルギー担当部省エネルギー推進課

担当：宮佐

電話211-2837